

四日市市告示第118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月27日

四日市市長 田中俊行

1 収納の事務を委託する使用料

- (1) 四日市市斎場条例（昭和45年四日市市条例）第6条第1項に規定する使用料  
ただし、別表1のうち火葬場を除く
- (2) 四日市市斎場条例施行規則（昭和45年四日市市規則第27号）第8条第1項に規定する使用料  
ただし、別表1のうち火葬場を除く

2 収納の事務を行うもの

- (1) 名称 イージス・グループ有限責任事業組合
- (2) 所在地 四日市市栄町2番2号

3 委託期間

平成27年4月1日 から 平成32年3月31日

(環境部生活環境課)